**療養のため勤務することができなかった期間の証明**

**≪　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日≫**

１　「療養のため勤務することができなかったと認められる」理由となった傷病名をご回答ください。（該当する項目に〇をお付けください。）

ア　「　　　　　　　　　　　　　　　」の療養のため

イ　その他

２　上記で〇を付けていただいた傷病による療養等の期間について、内訳をご回答ください。

　①　入院期間

　　　　　　月　　日　～　　月　　日までの　　日

②　医学上自宅での療養が必要な期間

　　　　　　月　　日　～　　月　　日までの　　日

　　　⇒　上記のうち

ア　軽労働には従事できると考えられる期間　　　月　　日　～　　月　　日

イ　軽労働にも従事できないと考えられる期間　　月　　日　～　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（労働不能期間）

【参考】

**療養のため勤務することができないこと**

「勤務することができない」とは、社会通念上勤務することができないことを意味するものであり、入院している場合、傷病の状況等から労働することが不能である場合（例えば両手を骨折して、動かすことができない場合等）だけでなく、自宅で療養している場合、投薬を受けながら予後の経過を観察中の場合等であっても、医学上勤務することが不適当とされるような場合は該当する。

　また、「勤務することができない」には、1日の勤務時間のうち全部が勤務できるようになったが療養のため通院加療が必要な場合の通院加療に要する時間（治療時間のほか、通院のための往復時間も含む。）、療養のため一日の勤務時間を一定時間に制限されている場合等はその現実に要した時間に限り、「勤務することができない」に該当する。ただし、勤務時間内に勤務し、勤務時間外に通院加療を受ける場合は、「勤務することができない」には該当しない。

　なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生直前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により、一時軽労働に従事できる場合も含まれる。よって、配置換え等により比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しない。

（裏面に続く）

３　その他特記事項

　　年　　月　　日

医療機関名

担当医師名